

保健師・助産師・看護師・准看護師の業務従事者届の記載要領

1 届出の基準日

令和6年12月31日現在の就業状況を記入すること。

2 記入に際しての留意事項

- (1) 現に所有している免許証(免許)をよく確認してから記入すること。
- (2) 届出の記入事項中、該当する文字を○で囲み、

--

内には数字またはアルファベットを記入すること。
(ただし、該当しない欄及び※1欄を除く。)
- (3) 市町村コード(※1欄)及び病院コード(※2欄)は、別表(医務薬務課看護政策系のページを参照のうえ記入すること)。
- (4) 数字は右寄せにして、空欄には数字の「0」を記入すること。

【例】登録番号が「第23456号」の場合

第	7	8	9	10	11	12	13	号
	0	0	2	3	4	5	6	



- (5) 「登録年月日」
届出する業務の資格(免許)を取得した年月日を記入すること。(再交付・書換え交付年月日ではない)
- (6) 「業務に従事する場所」
ア 2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たる従事場所について記入すること。
イ 事業所内に設置された診療所については、「診療所」ではなく「事業所」に含むものとする。
- (7) 「現職場に従事した期間及び理由」
「従事した期間」は、現在従事している場所における連続した従事期間の年数により記入すること。
ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとして記入すること。
ア 「新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)を指す。
イ 「再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、新規学卒者を除く。)を指す。
ウ 「転職」とは、従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指す。
エ 「その他」とは、上記ア～ウに該当しない場合を指す。
オ 従事期間が2年以上ある場合は、従事年数を記入すること。(1年未満の期間は切り捨て)
- (8) 「雇用形態」
ア 「1 正規職員」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
イ 「2 非正規職員(正規職員でない者)」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称に係わらず、アに該当しない者を指すこと。
ウ 「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- (9) 「常勤換算」
ア 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、1週間の所定労働時間が40時間程度の者は、1.0人と記入すること。
イ 上記アに該当しない者は、次により計算した数値を記載すること。(小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入。ただし、0.1に満たない場合は0.1と記入。)
$$\text{常勤換算} = \frac{1 \text{ 週間(月) 当たりの契約労働時間}}{1 \text{ 週間(月) 当たりの所定労働時間}}$$

例) 1週間の所定労働時間が40時間で、週2日8時間勤務の場合

$$\frac{8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日}}{40 \text{ 時間}} = 0.4 \text{ 人}$$
- (10) 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指す。
「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号)別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指す。

特定行為研修の記載については、別紙「看護師の特定行為研修の修了状況の記載に関する留意事項」も参考にしてください。(医務薬務課看護政策系のウェブページに掲載)